

づき事前に総会に諮る等の対応を十分に行ってください。

5 迷惑行為の禁止

県営住宅を住みよい団地にするためには、入居者一人ひとりがお互いの立場になって相手を尊重し、協力していくことが大切です。他の入居者に迷惑をかけないことはもちろんのこと、自治会などでルールを決め、これを守り快適な生活を送ってください。

なお、あまりに迷惑行為がひどい場合は、強制的に住宅を明け渡していただく場合もあります。

▶騒音の防止

お隣のテレビ、ステレオなどの大きな音や、上の階の子供が走りまわる足音などは、たいへんうるさく聞こえるものです。特に深夜・早朝の大きな話し声などはとても気になります。お互い迷惑をかけないよう注意してください。

▶動物の飼育禁止

団地内で犬、猫、鳥などのペットを飼育することは禁止されています。犬は玄関前を通る人の足音だけでも鳴きだすことがあります。その鳴き声は大きな迷惑となります。また、猫はベランダ越しに歩きまわり、悪臭を漂わせたりすることがあります。飼っている方にはかわいい動物であっても、他の入居者の迷惑となりますので絶対に飼わないようにしてください。

また、団地内で野良猫、ハトなどに餌を与えることも、同様に他の入居者の迷惑となりますので、お止めください。

▶落下物に注意

中高層住宅の窓やベランダから物を投げたり、ちょっとした不注意で植木鉢などを落としたりすると思わぬ大事故につながりかねません。

手すりの近くには物を置かないようしてください。

特に、お子さんの行動には十分注意してください。

6 有料駐車場の利用

団地内では、県が使用許可を行う有料駐車場を除いて通路、空き地などを自動車の保管場所とすることはできません。

正しい保管場所を確保せず、これらの場所や周辺道路などを保管場所代わりに使用した場合、「自動車の保管場所の確保に関する法律」に違反することとなります(軽自動車等で証明・届出が不要な場合でも同様です)。

また、救急車や消防車などの緊急車両の進入や活動の妨げとなるほか、見通しを悪くするため、交通事故につながることもあります。

有料駐車場がある団地では、県の許可を受けた上で、指定された場所に自動車を保管してください。

なお、団地内に有料駐車場が無い場合や、満車で空き区画が無い場合及び2台目以上の場合は、恐れ入りますが、各自で民間駐車場などにおいて自動車の保管場所を確保いただくようお願いします。

▶利用者の資格

当該団地の入居者又は入居者台帳に登載

されている同居者(以下「入居者等」という。)のうち、自ら利用するため駐車場を必要とされている方で、次の条件を満たす方。

- ① 家賃の滞納がないこと。
- ② 住宅の明け渡しの請求を受けていないこと。
- ③ 現に所有し、又は所有しようとする自動車が使用基準に該当すること。

なお、入居者等ではない場合でも、親族が義務教育期間中の同居者の養育や入居者等の介護のために使用する場合には許可できることがありますので、管理事務所までお問い合わせください。

▶自動車の基準

① 1住戸につき1台であること

※ ただし、一定の条件を満たす場合は、暫定的に2台目の利用を許可することができます。詳しくは、管理事務所にご相談ください。

② 自家用自動車で、かつ自動車検査証の所有者欄又は使用者欄の名義が入居者等であること

※ ただし、勤務先から通勤用として貸与されている自動車や、所有権留保(割賦支払中)の車両など、申請者が正当に所有・使用していると判断できる車両については、利用を許可することができます。詳しくは、管理事務所にご相談ください。

③ 車幅 1.7m以下、全長 4.7m以下、自重 2t未満の自動車であること

※ ただし、車幅 1.85m以下、全長 5.0m以下、自重 2t未満の自動車については、一定の条件を満たす場合、利用を許可します。また、これらの基準について特に定めがある

駐車場については、定められた範囲に限り利用を許可します。詳しくは、管理事務所にご相談ください。

▶利用の申込み

自治会役員か指定管理者から「駐車場利用許可申請書(様式第28号)」を入手し、記入のうえ自動車検査証の写しを添えて指定管理者に提出してください。

▶利用料の支払い

指定管理者の指定する方法で期日までにお支払い下さい。なお、月途中での新規利用及び廃止の場合は日割り計算とします。

▶自動車保管場所使用承諾証明書(車庫証明)

管理事務所にて発行します。ただし、家賃及び駐車場利用料金の滞納がある場合等は発行できないことがあります。

▶利用料の減免

次の条件を全て満たす方は、1台目の駐車場利用料金に限り、半額の減免を受けることができます。減免を希望される方は、必要書類を添付のうえ管理事務所まで申請してください。

- ① 家賃、駐車場利用料金を滞納していないこと。
- ② 収入基準が高額収入認定基準に達していないこと。
- ③ 入居者等が以下の条件に該当し、公安委員会から駐車禁止除外指定車標章の交付を受けていること。

※ 一定等級以上の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けた方

※ 色素性乾皮症患者の診断をされた方

▶解約

駐車場を解約するときは、30日前までに届を提出してください。なお、解約したときは、駐車場所からすみやかに自動車を撤去してください。

また、駐車場の廃止など管理上必要と認めたときは、許可を取り消すことがあります。

7 入居中の注意事項

県営住宅は県民の貴重な財産です。お住まいになっておられる住宅はもちろんのこと、集会所などの共同施設を含め団地全体を大切に使ってください。

なお、次のことは禁止されていますので特に注意してください。

▶譲渡、転貸の禁止

県営住宅を使用する権利を他人に貸したり譲渡したりすることは禁止されています。

▶増築・模様替・用途変更の制限

県営住宅を許可なく増築、模様替したり、店舗、事務所などに用途変更したりすることはできません(13ページ参照。)。

▶無断同居の禁止

必要な承認を受けずに他の人を同居させるこ

とはできません。必ず手続きをしてください(12ページ参照。)。

8 住宅の明渡し請求

次のような場合には、強制的に住宅を明け渡していただくことになります。

- 入居手続きの内容に虚偽のあったことがわかったとき
- 正当な理由なく、15日以上住宅を使用しないとき(13ページ参照)
- 不正な行為によって入居したとき
- 家賃または割増賃料を3ヶ月以上滞納したとき
- 住宅や共同施設を故意に損傷したとき
- 住宅を使用する権利を他人に貸したり、譲渡したりしたとき
- 無断で増改築や用途変更したとき
- 管理上必要な県の指示に従わないとき
- 高額所得者として認定されたのに住宅を退去しないとき
- 名義人が死亡又は住宅を退去し、同居者が承継承認を得ないとき